

働き方改革 相談窓口のご案内

「働き方改革関連法」への対応は万全ですか？

兵庫働き方改革推進支援センターのアドバイザーが、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。是非「働き方改革」相談窓口をご活用ください。

無料の
支援サービス
実施中

1 法改正への対応や現場の課題解決を応援します。

中小・小規模事業者に影響のある法改正

- パワハラ防止措置 (2022年4月施行)
- 改正育児・介護休業法 (2022年4月施行)
- 「建設事業」・「自動車運転業務」などで
時間外労働の上限規制 (2024年4月施行)
- 労働条件明示のルール変更 (2024年4月施行)
- 技能実習制度に代わる新制度の創設

下記のご相談等に対応します

- * ハラスメント対応に必要な対応策について助言が欲しい。
- * 法改正に伴う就業規則の見直しなどについて相談したい。
- * 残業時間の上限規制への対応について教えてほしい。
- * 効果的な採用や定着のための方策についてアドバイスがほしい。
- * 労働条件明示のルール変更について備えておくことは？
- * その他:外国人雇用の留意点や技能実習に
代わる新制度についても相談に応じられます。

2 助成金の活用を応援します。

昨年拡充された「キャリアアップ助成金」は、正社員転換制度、多様な正社員制度(「短時間正社員」等)を設けた事業所に対しては、加算額が増額されています。生産性向上や労働時間の削減には、「業務改善助成金」「働き方改革推進支援助成金」などが活用できます。センターが実施している「訪問コンサルティング」をご利用ください。(詳細は裏面)

原則

開催日時

毎週火曜日 13:00~17:00
(年末年始・祝日除く)

※左記日程でご都合がお悪い場合は、事業所へ出張相談もお受けいたします。下記問い合わせ先までご連絡ください。

対象

中小・小規模事業者

申込方法

お電話、もしくは裏面の予約
申込書にて希望日時等をお知らせください。

開催場所

姫路商工会議所 1階事務局内

相談時間

1事業者1時間

その他

・事前予約制・秘密厳守・相談無料

原則、事前予約が必要です。
但し、空き状況に応じて当日申込も受付いたします。

お問合せ先

姫路商工会議所 中小企業相談所

〒670-8505 兵庫県姫路市下寺町43

TEL:079-223-6557

FAX:079-222-6005

<https://www.himeji-cci.or.jp>

協力・連携

兵庫働き方改革推進支援センター

〒651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通3丁目2-51N 東洋ビル6F

TEL:0120-79-1149

FAX:078-515-6757